第１４回西和賀町議会定例会

令和７年３月３日（月）

午後　１時００分　開　　議

議長　　出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第14回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりです。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、７番、髙橋義彦君、８番、髙橋宏君、以上２名を本会期中の会議録署名議員に指名します。

続いて、日程第２、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から３月19日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長　　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から３月19日までの17日間に決定しました。

続いて、日程第３、諸報告を行います。12月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、配付のとおりです。

また、町監査委員より、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき検査された例月出納検査結果については、配付のとおりです。

次に、前定例会から本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおりであります。その取扱いについて、議会運営委員会に諮り審議した結果、請願・陳情第17号訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願については、会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託することにしました。

次に、本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長　初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、柳沢里美。総務課長、吉田博樹。企画財政課長、高橋光世。観光商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。農林課長、農業委員会事務局長、吉田祐康。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあっては、町長より嘱託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、菊池輝昌。

この際、併せて議事運営補助員として私、議会事務局長、小林英介、主査、刈田真理子、主任、佐々木大和が従事しますので、お知らせをしておきます。

以上です。

議長　　ここで町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長　　こんにちは。３月定例会、よろしくお願いいたします。

行政報告の前に２月26日の午後に発生しました大船渡市の山林火災について触れさせていただきます。大船渡市の山林火災については、平成以来では国内最大規模の山林火災ということであり、北上地区消防組合からも出動しておりますが、総力を挙げて消火活動を展開されているということでございます。しかしながら、現在も鎮圧されていない状況であり、一日も早い鎮火を願っております。なお、県から避難所運営支援の要請がありましたので、対応することとしております。今後も復旧に関わる支援を関係機関、団体等と連絡、連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

それでは、私から２項目につきまして行政報告を申し上げます。最初に、西和賀町雪害警戒本部の設置について報告いたします。今年度の積雪状況についてですが、１月までは降雪が少なかったものの、その後２月にまとまった雪が降り、川尻地内の積雪が２月24日午前８時時点で２メートル３センチと２メートルを超えたことから、同日午前８時に西和賀町雪害警戒本部を設置しました。今後も雪による被害や危険箇所等の情報収集､パトロール等を行うとともに、引き続き除雪作業中の事故防止、屋根からの落雪による事故防止などについて注意喚起を行ってまいりたいと考えております。町民の皆様には、安全対策をしっかり行った上で、十分に注意しながら、除雪作業を行っていただきますようお願いいたします。

２件目は、昨年９月21日、志賀来ドーム内で開催された町立新町保育所親子運動会において紅白対抗保護者リレーの選手として走っていた方が転倒し、右上腕骨にけがを負ったことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話合いが整い、議会の委任による専決処分を行いました。町の損害賠償金額は６万円となり、全額を保険金により支払うものであります。詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、イベント開催時においては参加者への注意喚起を行うなど、安全な運営に努めてきたところであります。

私から、以上、行政報告２件であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長　　以上で諸報告を終わります。

続いて、日程第４、令和７年度町長施政方針演述を行います。

内記町長。

町長　　本日ここに西和賀町議会定例会が開催されるに当たり、令和７年度の町政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

令和６年度におきましては、本町ではこれまで大きな自然災害はなく、自然環境面では比較的平穏な年でありましたが、社会環境面では、人口減少と高齢化が進んでおり、各分野で担い手が足りない状況となっております。担い手の不足は、自治組織、事業経営、組織運営等において持続性の低下を招いております。各種のお祭りやイベントなどの開催も危惧される状況となっており、町の将来に対する大きな不安要因となっております。

一方で、岩手県立西和賀高等学校における令和７年度入学者定員の倍増化は、町民そして町に大きな希望をもたらしていただきました。この成果は、これまでの長年にわたる教職員の皆様のご努力、そして、同窓会、ＰＴＡを主体に、町民をはじめ多くの西和賀高校に厚意をお持ちの皆様の西和賀高校に対する熱い思いと魅力化支援活動のおかげであります。改めて感謝申し上げる次第です。

ＪＲ北上線の利用促進におきましても、多くの皆様に深い関心を寄せていただいております。コロナ禍による長期の利用者数の低迷を経て、本年度は利用者数も回復傾向となっております。

一般国道107号大石地区における大規模地滑り災害に伴うトンネル等の本復旧工事については、2025年冬までの供用開始を目指している旨の情報を岩手県から提供いただいております。

減少傾向となっておりました「ふるさと納税」におきましても「自分たちでできることは自分たちで」との考えから寄附促進の取組を町内の人材で担う、言わば「内製化」して取り組んできましたが、ＹＵＤＡミルク株式会社のヨーグルト類の商品力やユキノチカラのブランド力強化等に加え、西和賀産業公社の皆さんの頑張りによりまして、本年度は目標の１億8,000万円を上回る見通しとなっております。専門家のご支援をいただきつつも、地元の力で成果を上げてきた過程は、今後の地域づくりにとって大きな財産となるものと考えております。

このような実績と展望の下に、令和７年度の行政運営につきましては、より希望の持てる町となるよう、これまで以上に挑戦的な取組を展開してまいりたいと考えております。

その象徴的な取組として、複合拠点施設整備に関わるプロジェクトに本格着手することとしており、実質的には令和７年度において整備に関わる基本構想と基本計画を策定します。この複合拠点施設は、将来的に「道の駅」への登録を目指しており、商業施設との併設による相乗効果にも期待が持てるとして整備方針を打ち出したものであります。

そして、それを含む重要な取組としまして、総合計画の策定があります。今後10年間のまちづくりに対する考え方のよりどころとなる「基本構想」と、その構想実現のための前半の施策体系である「前期基本計画」を策定します。なお、策定します総合計画は、これまで別建てで作成しておりました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も包含することとしております。

本年度におきまして、総合計画策定に向けた事前の取組として、町内６か所における住民の皆様からの意見聴取や資料収集、参考事例調査、町民アンケートなどに着手しておりますが、今後は、住民懇談会の実施などを行うとともに、読んでもらえる計画書、共感を得られる計画、そして、理想とする将来の町の姿を共有できる計画となることを目指し取り組んでまいります。

予算編成について。次に予算編成について申し上げます。令和７年度の予算編成に当たっては、予算編成方針及び事業実施の指針となる総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、これからのまちづくりや地域づくりに果たす役割と財政的な負担を考慮した上で、事業の緊急度や必要性、公的責務の妥当性について事業評価を行い、後年度の見通しを十分に検討、精査をし、編成したところであります。

高齢化や人口減少等による地域経済の縮小に伴う税収減が見込まれる一方で、町の貯金である基金の取崩しによって、基金残高が急激に減少してきており、一層の緊張感を持った財政運営が不可欠であります。このような点からも「中期財政計画」に沿った改善策を着実に進め、持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上の方針により提案を予定しております一般会計当初予算の総額は、71億9,300万円となり、令和６年度の当初予算と比較して２億4,300万円、率にして3.5％の増となっています。

次に、令和７年度の基本的な取組について、分野ごとに述べます。

総合戦略について。初めに「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、戦略の最終年となることから、期間中に取り組んだ施策の検証を踏まえて、次期戦略の策定に取り組みます。

次期総合戦略については、戦略の効果的、効率的な実行のため、西和賀町総合計画との一体化を目指しており、これまで戦略の重点事業として取り組んできた、地域資源を活用した西和賀のブランド化推進、西和賀高校の魅力化を通じた人材の育成、関係人口による多様なまちづくりの成果と課題を踏まえて、次期戦略の策定につなげてまいります。

地域おこし協力隊員の招聘については、農林・除雪・演劇・地域商社・介護福祉分野での受入れを目指すとともに、その後の定着率の向上

のため、引き続き現役隊員のサポート体制強化に取り組みます。

移住定住の促進については、空き家活用や官民連携により整備した移住促進住宅の活用と適正な管理を行うとともに、移住コーディネーターの充実を図り、町の魅力発信、地域における受入れ態勢の構築に取り組みます。

保健医療福祉について。まちづくりの目標「いきいきと健康に暮らすまち」の実現に向け、乳幼児から高齢者まで全ての町民が健康で幸せを実感し、生きがいを持って充実した日々を過ごすため、保健・医療・福祉が連携して、各計画に基づき健康づくりや介護予防、福祉施策などの取組を引き続き推進し、福祉の向上に努力してまいります。

また、健康づくりや子育て支援、包括的相談支援の役割を果たす拠点施設の整備に向け、令和６年８月には「西和賀町保健・子育て・包括支援拠点施設建設基本構想」を策定しました。本構想を踏まえ、施設の具体的な内容を示す「西和賀町保健・子育て・包括支援拠点施設建設基本計画」の策定に向けた検討を行っており、策定後には、基本計画に沿って拠点施設の整備に向けた基本設計・実施設計などの取組を進めてまいります。

帯状疱疹のワクチン接種は、令和７年度から新たに予防接種法のＢ類疾病の定期接種に追加されることから、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザのワクチン接種と同様に対象者への接種費用の一部助成を行うこととし、疾患の発症や重症化予防に取り組みます。

次に、病院事業でありますが、昨年度策定した「公立病院経営強化プラン」に基づき、地方公営企業として経営の効率化に努めながら、予防と診療の一体的提供を行う地域包括ケアの拠点として、その使命を果たしてまいります。そのためには、現在の診療体制の維持向上を図るとともに、専門外来の維持や常勤医師の負担軽減のため、外部の応援医師や医療スタッフの確保に努めてまいります。

また、地域包括ケア病床の適正な運用を図るべく、院内での多職種連携の下、急性期の治療を終えた患者の円滑な在宅復帰を支援する体制を維持するとともに、病床の計画的な運用により入院収益の増加に努めてまいります。

現病院が新築移転してから10年以上が経過し、関連設備や医療機器等の修繕及び更新が必要となってきていることから、当町の医療ニーズに見合った対応を計画的に進めてまいります。

教育文化について。町の子供たちの「確かな学力」の育成と、「生きる力」を育む教育の充実、そして「地域に誇りを持ち、豊かな心を育てるまち」の実現のため、教育委員会と連携を深め、課題を共有し、教育行政の充実に努めてまいります。

保育については、幼児の健やかな成長を安心・安全に支える環境整備のため、保育所、保育園の統合に向けた体制の検討･準備に入るほか、湯田地区の新たな私立保育園建設に向けての設計業務等について支援を行ってまいります。

学校施設においては、沢内地区の整備場所の検討・決定、そして学校現場と意見交換をしながら、小中一貫教育に向けた連携体制の構築等に取り組んでまいります。魅力的な教育環境づくりに向け、子育て世代そして住民の方々との意見交換や、説明機会を設けながら進めてまいります。

県立西和賀高校は、教職員が生徒一人一人の思いや希望を第一に丁寧に指導してきたことによる進学や就職の実績、そして様々な面で学びの環境づくりをサポートしてこられた同窓会・ＰＴＡの方々、町民や議会議員の皆様をはじめ町内外の多くの方々のご支援・ご協力により、令和７年度から入学募集定員が２学級80人となりました。今回の定員増は、本町の地方創生につながることが大いに期待できるものであり、引き続き魅力ある学びの環境づくりや地域資源を活用した多様な教育活動の展開を支援してま

いります。自然豊かな環境で、生徒の成長を高校のみならず町全体で支えている西和賀高校の魅力を県内のみならず全国に発信し、入学希望者を広く募集してまいります。

生涯学習については、町民大学や高齢者大学などを通じ継続的な学びの機会の創出を図るとともに、教育振興運動や読書活動の推進、男女共同参画理念の普及啓発に取り組みます。

生涯スポーツについては、地区体育協会ごとのスポーツ交流事業や体育協会各種各種目団体主催による大会開催などの活動を支援し、スポーツに親しむ機会づくりに取り組みます。また、スポーツ推進委員や休日部活動指導員などの指導者の育成に取り組むとともに、総合型地域スポーツクラブの設立に向け取り組んでまいります。

芸術文化については、自衛隊音楽隊コンサートや宝くじ文化公演など文化創造館を舞台とした各種事業を開催するとともに、舞台・客席空調ファン用インバータ交換、Ｕホール寒冷地エアコン設置工事など施設環境の整備に努めます。

産業振興について。農業の振興については、令和５年度と令和６年度の２か年をかけ、目指すべき将来の農地利用の姿を具現化した「目標地図」を含む「地域計画」を策定しました。今後は、地域の話合いを経て随時計画の見直しをしていくことになります。

水田活用の直接支払交付金については、令和４年度以降、「５年間に一度も水張りを行わない農地」については交付金の対象から外れることとなっておりましたが、先般、農林水産大臣より、「水張りルール」に係る方針見直しの発信があったことから、今後も国の動向を注視しながら、西和賀地域の実情に応じて、水田作物及び町の基幹作物であるリンドウをはじめとする畑作物の生産性向上を目指し取り組んでまいります。

しかしながら、水田政策をめぐる状況は依然として厳しい状況にあります。条件不利農地の実態に配慮しつつ、担い手への集約を行いながら、主食用米の需給バランスを見定め、地域振興作物や土地利用型作物への誘導を図ってまいります。

農業農村整備事業については、令和３年度に川舟地区において105ヘクタールの基盤整備を実施する計画が採択されております。令和６年度から本格的な面工事に着手し、新山地区8.5ヘクタールの区画整理が行われております。令和７年度は、同地区の4.1ヘクタールについて各区画整理が行われます。

中山間地域等直接支払交付金については、令和７年度から新たな対策がスタートすることとなります。農業生産条件の不利な中山間地域において、農用地の維持管理をしていくために、地域が取り組む上で必要不可欠な事業でありますし、同様に多面的機能支払交付金も地域が主体となって農業農村環境の保全を行う事業です。これらの事業について円滑な推進に努めてまいります。

６次産業の推進については、本町の特産品である「西わらび」が地理的表示（ＧＩ）の対象品目として新たに登録されております。今後も「西わらび」の振興に向けた研究及びＰＲの取組を支援してまいります。

林業振興については、令和５年度に一部区域を実施、令和７年度に残り区域を実施予定である航空レーザー測量のデータ等を活用し、森林経営計画の策定推進を図るほか、森林環境譲与税を活用し、間伐等の施業を促進してまいります。あわせて、令和６年度までに取り組んだ、林野庁の委託事業である地域内エコシステムモデル構築事業の成果を踏まえつつ、森林バイオマスのより積極的な利用拡大に向けた取組を進めます。

また、近年増加しているツキノワグマやイノシシによる鳥獣害の被害低減に向け、狩猟ハンターの確保･養成による捕獲対策を強化します。

商工振興については、事業承継に関わる事業

者の意向調査や物価高騰により影響を受けている事業者からの情報収集を行い、引き続き国や県とともに支援を進めてまいります。また、後継者対策、創業支援を推し進めるため、商工団体、金融機関や国・県と連携し、「経営発達支援計画」、「創業支援事業計画」に基づく取組を進めます。さらに、労働者対策として公共職業安定所との連携を図り、きめ細かな対応を行ってまいります。

観光振興については、「観光振興計画」に基づき、第二次アクションプランの確実な推進を図るべくパートナーである観光協会の体制強化を支援し、情報発信の充実、広域観光の推進、誘客の促進などに連携して取り組んでまいります。

生活領域について。川舟郵便局設置の証明書発行用のキオスク端末による、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付業務を継続運用していくことに加え、マイナンバーカードについては、カードの交付業務が湯田・沢内両庁舎で、申請業務は町内郵便局及び沢内庁舎でできる環境にありますが、沢内庁舎においては引き続き時間外交付や休日の交付日を設けるなど、住民の利便性向上を図ります。

防災・減災対策については、自主防災組織や福祉施設と協働した防災訓練の実施や、防災士資格の取得支援に取り組み地域防災力の強化を図ってまいります。

また、防災マップの周知を図り、住民一人一人の防災意識の向上に努めるとともに、災害発生時に避難所で必要となる物品の計画的な備蓄を行い地域防災力の向上に努めます。

行政サービスのデジタル化については、デジタル技術の活用により、業務を効率化することで住民サービスの充実を図るため、引き続き行政のデジタル化を進めてまいります。

公共インフラ施設については、安全で快適な交通環境を確保するため、道路施設点検等を行い、劣化した路面の補修や橋梁などの予防保全を計画的に実施し長寿命化に努めます。さらに、町営住宅についても、「長寿命化計画」に基づく適切なマネジメント方針により予防保全的な維持管理を進めます。

また、町民が安心して生活を送るために最も重要な道路除雪については、直営作業員の確保対策とともに、民間事業者と協力し適切な道路除排雪業務に努めます。

一般国道107号については、本復旧となるトンネル工事の早期完成と川尻・当楽間の改良整備について、引き続き県や国に対し要望してまいります。

公共交通については、各種交通事業者との意見交換や、ＪＲ東日本と連携したＪＲ北上線の利用促進を図り、ＪＲ北上線の維持存続に向けた取組を進めます。

昨年、全線開通100周年という節目の取組により機運醸成を図ったＪＲ北上線については、引き続き沿線自治体やＪＲ東日本のほか、沿線地域の観光団体とも連携し、一過性ではない、継続的な利用促進につながるような取組を進めてまいります。

バス等の地域交通のあり方については、「西和賀町地域公共交通計画」に基づき、誰もが安全に安心してお出かけできる公共交通を目指し、引き続き課題整理等の検討を進めるとともに、本日から運行を開始されたＡＩオンデマンドバスの利用状況等を検証しながら、利便性の向上に努めてまいります。

上下水道事業については、施設の適正な維持管理に努め、安定的かつ持続的な経営を行ってまいります。

水道事業については、効率的かつ効果的な事業実施に向けた、中長期的な水道施設の「再編整備構想」に基づいた「基本計画」を策定し、併せて「経営戦略」の見直しを行います。水道料金については、外部有識者等で構成する水道料金検討委員会から提言を受け、水道事業経営の安定化のため本年７月からの料金改定に向けて引き続き取り組みます。

下水道事業については、令和６年度から地方公営企業会計に移行となり、水道事業と同様に、経営状況、資産状況の正確な把握と弾力的な経営の実現を図ります。

また、平成15年度から供用開始した公共下水道と農業集落排水設備は、設置から20年余りが経過し、今後大規模な設備の更新が見込まれることから、長期的な視野に立った設備の「長寿命化計画」に基づき、各事業の経営戦略の見直しに加え施設の統廃合についても検討を進めます。

以上、令和７年度の町政運営に関する私の所信を申し上げました。これらの施策を着実に実行し、希望に満ちた持続可能なまちづくりを進めてまいる所存であります。議会議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

議長　　これで町長の施政方針演述を終わります。

ただいまの施政方針演述に対する追加質問がありましたら、一般質問の場での質問を許可しますので、明日午前９時30分までに通告書の提出をお願いいたします。

なお、今回の追加質問に当たっては、ただいまの施政方針演述に関する事項のみとなるほか、通告の質問項目にはページ数も併せて記載をお願いいたします。

続いて、日程第５、令和７年度教育長教育方針演述を行います。

柿崎教育長。

教育長　皆さん、今回よろしくお願いいたします。本日は、午前中に西和賀高校の卒業式が行われました。その中では、ＰＴＡの会報を頂きましたけれども、野球に明け暮れた３年間であり、先生方や、それから地域の方々に感謝申し上げているということもありましたし、また中には行きたいと願った西和賀高校、やりたいと思った下宿経験、入りたいと思った陸上部、とても満喫した３年間だったと思いますと、未来に羽ばたけ、卒業おめでとうという母親からのメッセージもありました。とても感動的な卒業式だったと思います。これから中学校、小学校、保育園、保育所のそれぞれの卒園、卒業式が行われます。明日、門出を祝うとともに、未来が明るくなるようなお祝いをさせていきたいと思いますので、議員の皆さんも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和７年度における教育方針について述べさせていただきます。

日頃より本町の教育行政の推進に関しまして、議員各位をはじめ、学校・保護者・地域の皆様から、力強いご支援をいただいていることに感謝申し上げます。

本日、ここに「西和賀町議会定例会」が開催されるに当たり、令和７年度の教育行政推進の大要について申し上げます。

初めにこの１年を振り返りますと、「第２次西和賀町総合計画」が掲げる目標、「地域に誇りを持ち、豊かな心を育てるまち」に基づき、「第２次西和賀町教育振興基本計画」に沿って「学校教育」、「生涯学習」、「生涯スポーツ」、「歴史や文化」の４つの分野ごとに教育行政施策の具体的な取組を進めてまいりました。

「学校教育」については、子供たちが「学ぶこと」に喜びを感じ、夢や目標の実現に向けて努力する力を養えるよう支援してまいりました。その結果、学習やスポーツの各種調査では大きな伸びが見られ、県からも注目される成果を得ることができました。また、各学校では地域にある郷土芸能の継承と発表、被災地域の訪問と地域防災に取り組んだ復興教育、町内事業所への訪問と職場体験を行ったキャリア教育、町を知る活動と課題発見・解決に向けた学習など、多様な体験を伴う豊かな学習が展開されました。

「これからの西和賀の教育」についての検討については、保育・学校の「あり方検討委員会」の答申に基づいた町の方向性について町民の皆さんと意見交流を行い、保育所・保育園の統合

と小中一貫教育を視野に入れた西和賀の教育のあり方についてコンセンサスを図ってまいりました。

さらに、「西和賀高校の魅力化」においては１学年２学級80人定員となる節目の年となりました。このことは学校の特色ある教育と町の支援、そして町民の皆さんのご協力によって実現したことであり、町の活性化にもつなげることができたのではないかと考えております。

続いて「生涯学習関係」についてです。照明基盤を改修した銀河ホールを拠点にし、山の音楽隊や陸上自衛隊の演奏会、ぶどう座や前進座による演劇公演、高齢者や親子を対象にした講座等の開催、読書活動の推進を図った教育振興運動の研修会などを開催してまいりました。これらの企画に幅広い年代の方々に参加していただきました。また、コロナ感染拡大以降見送られてきた学生演劇合宿等の再開は、町の活気と町民との交流の機会とすることができました。そのほか、男女共同参画事業で行っている標語コンクールの募集を中学生まで拡大できたことも、今年度の大きな成果の一つと考えております。

スポーツ振興においては、各種大会の開催と地区体協と連携したスポーツ交流会を積極的に開催し、多くの参加者の親睦と健康づくりを行ってまいりました。また、今後の新たな町のスポーツ活動の推進役となる「総合型地域スポーツクラブ」の設立のための準備も進め、先進地への視察や有識者による研修会等も行ってまいりました。

以上、今年度を振り返りましたが迎える新たな１年も関係する皆さんと協力・連携を図り、しっかりと教育行政の推進に努めてまいります。

それでは４つの基本方針に沿って、令和７年度の教育行政における具体的な方向性について、述べさせていただきます。

初めに、「未来を担う子どもたちの生きる力を育む学校教育」についてです。

現代は、ＡＩの活用に代表される仮想空間・現実空間を高度に融合させた新たな価値を生み出すSociety5.0の世界と言われ、経済と社会の課題を克服し人間中心の社会を目指し進化を続けています。そのような中において私たちは科学技術のリテラシーの向上や活用と併せ、地域の方々とつくる様々な学びを大切にし、子供たちが希望ある未来を想像できる「生きる力」を育み、正解がない社会でも力強く生きていけるよう、子供たちと支える家庭を支援してまいります。

そこで次の７点を中心に取り組んでまいります。

初めに「確かな学力の育成」についてです。専門的な教科指導や複式における学習指導の充実を図る指導主事の派遣、外国語指導助手等の人的支援を継続します。公開校を沢内中学校に指定し、「筋道を立て思考し表現できる能力」の育成を図ります。また、新たに「新聞を活用した教育」を導入し、確かな情報の入手と正しい読解力を育むことを支援します。あわせてコロナ禍にあった令和２年に整備した端末機器の交換と通信環境の整備を行い、共に学ぶ機会、個別に思考を深める機会を充実させ、児童生徒に学ぶ楽しさと意欲を引き出す環境をつくります。

２つ目は「地域と共に作る豊かな心の教育」についてです。町の自然や産業、文化と歴史など、豊かな資源を活用した「総合的な学習の時間」のカリキュラムを、小中学校が連携し検討を重ね９年間の連続した学びを進めてまいります。また、演劇活動や郷土芸能等の豊かな文化の継承と創造、地域との交流、子供たちが町の未来を提案できる「子ども議会」の開催など、多様な体験を推進し、心豊かな感性と町への誇りを育みます。

３つ目は、「教職員の働く環境」についてです。教職員の働きがいと児童生徒に向き合う時間の確保を狙いとした「教職員働き方改革プラン」

の下、学校内や学校運営協議会において改善策を検討するほか、引き続き部活動指導員を配置し、よりよい環境の構築を目指します。

４つ目は、「安全安心な教育環境」についてです。「思いを自由に話せる環境」、「夢や悩みを相談できる環境」、「失敗を恐れず挑戦できる環境」は子供たちの成長にとって大切なものです。引き続き、小中学校には複数の特別支援教育支援員及び中学校に教育相談員を配置します。医師や教員及び保健師で組織し児童生徒の学びの困難さについて改善を図る「教育支援委員会」の開催と、子供の健康を守る「学校保健会」の活動の充実を図ります。

５つ目は、「西和賀高校の魅力化」についてです。今春から１学年２学級となり教員数・生徒数も増えます。このことは、和賀地区をはじめ広く、「習熟度別学習や公営塾等などが支える確かな学び」、「安心した生活支援」、「地域との豊かな学び」のある特色ある学校として周知されたことが大きな要因だと考えています。令和７年度はこの特色をさらに確かなものにするために学校と地域のより一層の協力体制を築き、広く志願者を募り、西和賀高校で学ぶ生徒にとってかけがえのない場となるよう努めてまいります。

６つ目は「生まれてからの15年間を見通した一貫した教育の推進」です。保育所から高校まで、発達段階に応じた支援ができるように英語や理科、体育等の専門性が求められる教科を中心に校種間を超えた事業のあり方を検討してまいります。

最後は、「より良い保育環境の整備」についてです。にしわが愛児会や各保育所と連携し、子供たちの豊かな感性を育む町の保育の推進と「西和賀町第三期子ども・子育て支援事業計画」に寄せられた多様なニーズを検討し、保育サービスの向上に努めてまいります。

また、令和８年度の町立保育所、私立保育園のそれぞれの運営統合に向けて、次年度はその準備のための大事な期間となります。よりよい保育が行える体制となるよう保育士や関係する方々と連携し検討してまいります。

なお、令和７年度、町立保育所は新町、川舟の２か所体制となります。環境が変わる子供たちのケアに万全を期してまいります。

以上となります。ここに生まれ育った子供たちが、西和賀町に誇りと希望を持ち力強く生き抜ける力を育む教育の実現に向けて努力してまいります。

次に、「生涯学習の推進と環境づくり」についてです。

人生100年時代と言われております。「生きがい」は生涯の全てのステージにおける学びから生まれます。引き続き町民の皆様にとってよりよいか学びに出会えるよう以下の４点を重点に取り組んでまいります。

まず、地域の方々が取り上げてほしい町の歴史と文化や自然、そして、よりよい社会の実現のために知っていただきたいことなどを学ぶ機会を創出します。「町民大学講座」、「高齢者大学講座」などの各種講座、また親子で参加できる「家庭教育学級」や「読書会・読み聞かせ会」などを開催し、知識の習得と参加者の交流を促進します。あわせて、男女共同参画推進サポーターや読書ボランティアなど受講者の活躍できる場面を創出します。

次に、学習の拠点である図書室についてです。引き続き話題の新刊図書、自己啓発の図書、スポーツや漫画等のニーズある雑誌類の配架を行います。川尻図書室では空調の整備を行い、快適に利用できる場所となるよう努め、図書活動の充実を図ってまいります。

３つ目として学校支え、地域で子供を育てる教育振興運動に取り組んでまいります。「岩手県教育振興運動推進プラン」の重点項目に挙げられている「体験活動」と「家庭学習」を中心に、引き続き地域コーディネーターを配置し各「実践班」と連携してまいります。そして、各

地区の活動を知らせる「広報誌」を配布し地域づくりの一助とします。

終わりに、これらの取組を周知し多くの方々に参加してもらえるよう引き続き「生涯学習だより」の発行と、高齢者の方々にも広がっている端末機器を利用した情報発信を行い、多くの方々に関心を持ってもらえるよう様々な方法を検討してまいります。

続いて、「誰もが参加できる生涯スポーツ振興」についてです。

スポーツ振興では、町民が生涯にわたりスポーツに親しむ環境の整備と機運の調整を図り、「健康で活力あふれるまちづくり」に取り組みます。

地域スポーツコーディネーター及び休日スポーツ指導者を配置し、指導と研修等を行い休日の部活動の実施を支援します。そして今年度発足した総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会でさらなる検討を重ね、令和７年度末にはその設立を目指し、町民がスポーツに関わることのできる窓口とします。

各種目の競技力向上と世代間の交流及び地域の絆を深めていけるように、引き続き町主催のクロスカントリースキー大会や沿線中学校野球大会を開催するとともに、各種目単位協会が主催するスポーツイベントの実施を支援し、競い合う楽しさと競技力向上を図ります。また、体育協会と連携した指導者養成の機会の充実とスポーツ推進委員による誰もが参加しやすいニュースポーツの普及も引き続き推進し、地域の活性化にも努めてまいります。

最後に、「地域の歴史や文化の継承と創造」についてです。

町の歴史や文化は、この地を誇りに思い生活していくためのよりどころとなる社会的財産であり、心豊かな生活を実現するための支えとなります。また、地域の独自性も発揮できることから、関係人口の創出にも大きな影響力があります。そこで、以下の活動を推進してまいります。

初めに、文化創造館「銀河ホール」については、町民や来町された方々が気軽に足を運べる施設として運営してまいります。文化・芸術の普及と伝承の場としてはもちろん、日常的にホワイエを開放し、憩いの場所としての活用を検討してまいります。また今年度再開した学生等による演劇活動を推進し、若い方々が活躍できるよう支援を行い、関係人口の拡大と交流の場になるよう一層活用を図ってまいります。また、町の芸術文化協会等を中心とした諸団体と４月より配置する地域おこし協力隊が協働し充実した企画や公演の開催ができるよう支援するとともに、今後の銀河ホールのよりよいあり方についても検討を重ねてまいります。

文化財については、関係する大学や諸団体の協力を得て適正な保護と管理を行い、民俗歴史資料館や美術館の活用を図ってまいります。そして、地域に残したい文化財や歴史についても検討し、各施設の充実を図ってまいります。

以上、令和７年度教育行政の具体的な方針について申し上げました。これからも長い歴史の中で培われてきた文化や伝統を大切にするとともに、新たな目標に向けた活動を行い、「地域に誇りを持ち、豊かな心を育てるまち」の実現に努めてまいる所存ですので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、演述といたします。どうかよろしくお願いいたします。

議長　　これで教育長の教育方針演述を終わります。

ただいまの教育方針演述に対する追加質問については、町長施政方針演述と同様に取扱いますので、申し添えます。

ここで午後２時まで休憩いたします。

午後　１時５０分　休　　憩

午後　２時００分　再　　開

議長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第６、令和７年度予算議案の上

程を行います。

本案は、議案第17号から24号までであります。以上、８件を一括で上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　　ただいま一括上程になりました議案第17号から議案第24号までの令和７年度当初予算について提案理由を説明申し上げます。

提案の予算は、議案第17号　令和７年度西和賀町一般会計予算について、議案第18号　令和７年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号　令和７年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号　令和７年度西和賀町介護保険特別会計予算について、議案第21号　令和７年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、議案第22号　令和７年度町立西和賀さわうち病院事業会計について、議案第23号　令和７年度西和賀町水道事業会計について、議案第24号　令和７年度西和賀町下水道事業会計についての８会計予算であります。

各予算は、地方自治法第211条第１項の規定により、また病院事業会計予算、水道事業会計予算及び下水道事業会計予算では併せて地方公営企業法第24条第２項の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和７年度の一般会計予算は、総額71億9,300万円となり、移住定住促進住宅運営事業やＧＩＧＡスクール環境整備事業などの新規事業の実施に加え、地域おこし協力隊招聘事業などの既存事業の拡充により、令和６年度の当初予算と比較して２億4,300万円、率にして3.5％の増となっております。病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計を除く一般会計と４特別会計の予算の合計額は93億111万1,000円となり、前年度の当初予算と比較して２億11万1,000円、2.2％の増となっております。

次に、町立西和賀さわうち病院事業会計については、令和２年度から運用を行っております地域包括ケア病床の適正な運用による収益の確保、並びに令和６年３月に策定した病院経営強化プランに基づき適正な運営に努めていくこととしておりますが、患者数の減少や物価高騰等の影響により、一般会計からの繰入れである他会計補助金は前年度より1,353万6,000円増の２億4,084万5,000円となり、収益全体では前年度を4,168万5,000円上回る10億1,639万1,000円の予算額となりました。

一方、支出においては、給与費において岩手県等からの医師派遣が不透明であることから、医科医師は２名体制を見込むものの、診療放射線技師１名が新採用予定であること、また令和６年度の給与改定による各職種の給料、手当等の増により805万3,000円の増となるほか、修繕費や委託料などの増により費用合計でも前年度を820万3,000円上回る10億6,756万5,000円となり、この結果、令和７年度は5,117万4,000円の赤字予算となっております。また、資本的収支予算につきましては、エックス線テレビシステムの更新等により支出総額が9,460万2,000円、収入については企業債、出資金及び負担金を見込み、収入総額が6,685万2,000円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する2,775万については当年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

次に、水道事業会計については、収益的収支において収入３億7,279万9,000円、支出３億9,964万9,000円となり、この結果、令和７年度は2,685万円の赤字予算となっております。資本的収支においては、収入２億9,613万5,000円、支出４億4,963万1,000円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する１億5,349万6,000円については当年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

次に、下水道事業会計については、収益的収支において収入３億6,468万3,000円、支出４億8,181万1,000円となり、この結果、令和７年度は１億1,712万8,000円の赤字予算となっており

ます。資本的収支においては、収入３億3,575万9,000円、支出３億3,756万5,000円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する180万6,000円については、当年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

予算の大要については、企画財政課長、病院事務長及び建設水道課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　それでは、引き続き私から令和７年度当初予算の大要について説明を申し上げます。

国の令和７年度の地方財政対策の概要では、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が様々な行政課題に対応し行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和６年度を上回る額を確保するとし、地方交付税総額は令和６年度に対し1.6％の増としたほか、地方財政の健全化に取り組み、臨時財政対策債については平成13年度の制度創設以来、初めて発行額をゼロとしております。

今後の町の財政見通しでありますが、歳入では、経済状況に左右されるところはございますが、人口減少等により町税の減少が続くことが見込まれます。一方の歳出では、施設設備の老朽化等に対応するための公営企業会計に対する繰出金の増加及び大規模建設事業や、公共施設除却に伴い発行した地方債に係る償還が高い水準で推移する見込みなどから、より一層厳しい財政状況にあるため、将来を見据えた持続可能な財政運営が必須であります。このことから、国や県の動向に注視するとともに、中期財政計画に沿った取組を着実に進め、より一層健全な財政運営に努めてまいります。

令和７年度当初予算の編成に当たっては、限られた財源、資源、マンパワーの中で、総合計画で目指す町の将来像の実現を基本とし、人口減少などの重点課題に対応し町民福祉を増進しつつ、基本的な行政サービスを維持する予算として編成したものです。

それでは、議案書に基づいてご説明を申し上げます。

議案第17号　令和７年度西和賀町一般会計予算についてであります。予算書の１ページを御覧ください。第１条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。当初予算総額を歳入歳出それぞれ71億9,300万円とし、前年度比では２億4,300万円、3.5％の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページから８ページにあります第１表、歳入歳出予算のとおりです。

第２条は、地方自治法の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額に関して定めるもので、９ページの第２表、債務負担行為のとおり、塵芥車購入事業について期間を令和７年度から８年度までとし、限度額を1,993万3,000円に、移住定住促進（単身者向け）住宅借上料について期間を令和８年度から11年度までとし、限度額を2,640万円にするものです。

第３条では、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めております。具体的には、９ページから11ページの第３表、地方債のとおりで、発行限度額の総額を４億3,640万円とし、前年度比１億2,110万円、21.7％の減とするものです。

第４条では、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額を５億円と定めております。

第５条は、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、第１号に示すとおり、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できるとす

るものです。

12ページを御覧ください。このページ以降は、予算に関する説明資料で、歳入歳出予算事項別明細書の総括表です。歳入歳出それぞれに、科目別に前年度予算との対比を見ることができます。前年度対比で増額となった歳入科目は、町税、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入となり、減額となった科目は配当割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、町債となっております。

14ページを御覧ください。歳出で増額になった科目は、議会費、総務費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費となり、減額となった科目は民生費、衛生費、労働費、商工費、災害復旧費、公債費となっています。

15ページからは、款項目節及び事業ごとの説明となっておりますが、別冊の予算説明書と併せて後ほど御覧ください。

176ページからは、給与費明細書、183ページは債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、185ページは地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。地方債の当該年度末現在高の見込額につきましては、79億8,689万4,000円とするものです。

186ページには、性質別予算の状況、187ページには歳出予算について款ごとに節別の集計額を掲載しております。

次に、議案第18号　令和７年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてであります。予算書１ページを御覧ください。第１条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ５億1,750万8,000円とし、前年度比では保険給付費及び保健事業費補助金繰出金の減などにより5,244万7,000円、9.2％の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページから４ページにあります第１表､歳入歳出予算のとおりです。

第２条については、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものです。

第３条は、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、一般会計予算に定めた内容と同様に、人件費に係る流用と保険給付費に係る流用に関して定めるものです。

５ページ以降は、一般会計と同様に、予算に関する説明資料を掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。以下、病院事業会計水道事業会計及び下水道事業会計を除く特別会計についても同様でございます。

次に、議案第19号　令和７年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてです。予算書１ページを御覧ください。第１条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ１億519万9,000円とし、前年度比では後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより502万8,000円、5.0％の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページから３ページにあります第１表、歳入歳出予算のとおりです。

次に、議案第20号　令和７年度西和賀町介護保険特別会計予算についてです。予算書１ページを御覧ください。第１条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の保険事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ14億2,023万8,000円とし、前年度比では、保険給付費の増などにより1,419万5,000円、1.0％の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページから５ページにあります第１表、歳入歳出予算のとおりです。

また、介護サービス事業勘定の予算総額を歳

入歳出それぞれ955万9,000円とし、前年度比では介護予防支援事業費の減などにより145万3,000円、13.2％の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、27ページから28ページにあります第１表、歳入歳出予算のとおりです。

戻って、１ページになります。第２条は、一時借入金の借入れの最高額を保険事業勘定において5,000万円と定めるものです。

第３条は、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、これも一般会計同様、人件費に係る流用と保険給付費に係る流用に関して定めるものです。

次に、議案第21号　令和７年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてです。予算書１ページを御覧ください。第１条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ5,560万7,000円とし、前年度比では温泉施設管理費の減により821万2,000円、12.9％の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、２ページから３ページにあります第１表歳入歳出予算のとおりです。

第２条については、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものです。

次に、別冊の予算説明書について説明申し上げます。２ページから７ページまでは、歳入歳出予算の状況及び地方交付税基金現在高、地方債残高の推移をグラフ表示した資料です。

８ページは、歳入歳出予算の前年度比較の資料です。

９ページ、10ページは、地方消費税交付金及び入湯税の使途に関する資料です。

11ページ、12ページは、町の総合計画で示しているまちづくり基本方針、基本施策ごとの事業費と主要事業を区分したものです。

13ページからは、主要施策の概要説明でありますが、目次にもありますとおり、担当課ごとの編集となっております。

以上、大要説明につきましては、予算書及び予算説明書の見方を中心としましたが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長　　病院事務長。

病院事務長　引き続き、私からただいま上程されました議案第22号　令和７年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の大要について説明いたします。

当病院においては、町内の民間医療機関からの紹介患者や介護施設からの患者受入れ、また町外の急性期病院からの転院患者の受入れなど、これまで地域において果たしてきた病床機能というものがより強化されてきておりますが、昨今は人口減少により患者数も減少傾向にあり、病院経営も大変多難となってきております。

令和７年度においても地域唯一の病院として地域包括ケアシステムの中心的な役割を担っていくことや、現在町内の入院病床は当院の40床のみとなりますので、引き続き地域医療支援病院と連携を強化し、町民の健康維持はもちろんのこと、様々な観点から町立病院としての役割を担っていきたいと考えております。また、令和６年３月に策定しました、町立西和賀さわうち病院経営強化プランに基づく年度検証を行い、不足する点については再点検や修正を行い、病院機能の拡充と経営強化を図るとともに、入院患者数の増減という不安定要素はあるものの、地域包括ケア病床33床の計画的な運用により収益面での増収を図ってまいりたいと考えているところであります。

それでは、予算書に基づきましてご説明いたします。予算書１ページを御覧ください。第２条では、業務量を定めております。病床数は、医療法上でいう一般病床40床で変わりありませんが、このうち33床を地域包括ケア病床として届出を行っているものです。年間患者数は、入院が前年度と同じ１万220人、外来は医科と歯

科合わせて前年度より315人多い２万6,174人とし、年間見込み患者数を３万6,394人と予定しております。成人用検診は、28人減の320人を予定しております。主な建設改良事業は、医療機器等整備事業に4,000万7,000円を予定しております。

第３条は、経営部分に当たる収益的収入及び支出の予定額となります。病院事業収益10億1,639万1,000円に対し病院事業費用は10億6,756万5,000円を見込み、収支差引きでは5,117万4,000円の費用超過予算となっております。

２ページを御覧ください。第４条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入は6,685万2,000円、支出は9,460万2,000円を予定しており、277万5,000円の費用超過予算となっております。

第５条は、企業債につきまして医療機器等整備事業3,910万円を限度額として定め、起債の方法については証書借入れとし、利率を５％以内と予定するものです。

第６条では、一時借入金の限度額を5,000万と定めるものです。

第７条では、病院事業会計の弾力的運用を図る観点から、医業費用と医業外費用との間で予算流用ができる旨を定めておくものであります。

第８条には、職員給与費と交際費について、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めております。

第９条には、不採算地区病院の運営に要する経費等として繰り出し基準により一般会計から病院事業会計が補助を受ける金額を２億4,084万5,000円とするものであります。

第10条には、診療材料、薬品等の棚卸資産の購入限度額を7,800万円と定めております。

３ページを御覧ください。第11条には、重要な資産の取得としてエックス線テレビシステム一式を定めるものであります。収益的収支予算と資本的収支予算の詳細につきましては、予算審査の際にご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で町立西和賀さわうち病院事業会計予算の大要について説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　引き続き、私からただいま上程になりました議案第23号　令和７年度西和賀町水道事業会計予算の大要についてご説明いたします。

水道事業は、全国的にも人口減少による料金収入の減少や、老朽化に伴う設備の更新などへの大規模投資の時期が到来し、経営環境は非常に厳しい時期を迎えているのは周知のところでございます。安定した水道事業を継続していくためにも、料金の値上げは避けて通れないことから、令和７年７月から料金改定を行うこととし、今議会に西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例を提案しております。また、水道施設の統廃合やダウンサイジング等、再編構想を含む基本計画や経営戦略は令和７年度事業にて策定することとして、具体的な方針について検討を行うこととしたいと考えております。歳入の確保は厳しく、財政的にも脆弱ではありますが、今後の経営基盤を強化していくためには企業職員として自覚を一層持ち、業務改善を行いながら、収支の改善に取り組んでまいります。

それでは、予算書に基づき、ご説明いたします。予算書の１ページを御覧ください。第１条では、令和７年度西和賀町水道事業会計の予算は次に定めるところによるとし、第２条では業務の予定量を定めており、給水戸数2,196戸、年間総配水量89万7,816立方メートル、１日平均配水量2,460立方メートル、主要な建設改良事業として料金改定に伴う上下水道料金システムプログラム変更業務168万3,000円、水道施設整備改良事業282万5,000円、岩手県が実施する

主要地方道盛岡横手線泉沢地区の道路改良事業に合わせて実施する泉沢地区配水管布設替事業6,255万円を予定しております。

第３条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入となる水道事業収益は３億7,279万9,000円、支出となる水道事業費用は３億9,964万9,000円を予定しており、2,685万円の費用超過予算となっております。

２ページを御覧ください。第４条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入は２億9,613万5,000円、資本的支出は４億4,963万1,000円を予定しており、１億5,349万6,000円の費用超過予算となっております。

第５条は、企業債について定めており、主要事業で説明した泉沢地区配水管布設替事業に充てるため限度額を4,170万円とし、証書借入の方法にて行い、利率は年５％以内とするものです。また、償還の方法についても定めております。

第６条は、一時借入金の限度額を１億円と定めるものです。

３ページを御覧ください。第７条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、水道事業会計の弾力的運用を図るため、営業費用と営業外費用との間で予算流用ができる旨を定めるものです。

第８条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を2,758万2,000円と定めるものです。

第９条は、企業債支払利息等の費用に充てるため、他会計から補助を受ける金額を１億6,801万4,000円と定めるものです。収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、予算審査の際に改めてご説明いたします。

以上で水道事業会計予算における対応についての説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、ただいま上程になりました議案第24号令和７年度西和賀町下水道事業会計予算の大要についてご説明いたします。下水道事業については、令和６年度から地方公営企業法の全部を適用し上下水道事業を設置することに伴い、水道事業会計と同様に今年度も下水道事業会計としてご審議をいただくものです。一般会計など官公庁会計の単式簿記とは違い、経済性を発揮するため、複式簿記にて予算決算など、財政状況を引き続き管理してまいります。下水道事業におきましても、建設当時の汚水処理人口とは状況が異なっていることや、整備後20年が経過していることから、今後の更新整備に関して令和５年度からストックマネジメントに取り組んでおり、水道事業同様に施設の統廃合やダウンサイジング等、再編構想を含む検討を進めてまいります。下水道事業も財政的には脆弱ではありますが、今後の経営基盤を強化していくためには、企業職員として自覚をより一層持ち、業務改善を行いながら、収支の改善に取り組んでまいります。

それでは、予算書に基づきご説明いたします。予算書の１ページを御覧ください。第１条では、令和７年度西和賀町下水道事業会計の予算は次に定めるところによるとし、第２条では業務の予定量を定めており、汚水処理戸数1,735戸、年間総処理水量40万5,580立方メートル、１日平均処理水量1,111立方メートル、主要な建設改良事業として下水道管路施設整備事業3,222万6,000円、公共ます設置工事125万1,000円、合併処理浄化槽設置工事1,977万8,000円を予定しております。

第３条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入となる下水道事業収益は３億6,468万3,000円、支出となる下水道事業費用は４億8,181万1,000円を予定しており、１億1,712万8,000円の費用超過予算となっております。

２ページを御覧ください。第４条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的

収入は３億3,575万9,000円、資本的支出は３億3,756万5,000円を予定しており、180万6,000円の費用超過予算となっております。

第５条は、企業債について起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めており、主要事業で説明した下水道管路施設整備事業ほか３事業合わせて発行限度額を8,150万円とするものです。

第６条は、一時借入金の限度額を１億円と定めるものです。

３ページを御覧ください。第７条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、下水道事業会計の弾力的運用を図るため、営業費用と営業外費用との間で予算流用ができる旨を定めるものです。

第８条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費を2,078万3,000円と定めるものです。

第９条は、企業債支払利息等の費用に充てるため、他会計から補助金を受ける金額を３億7,035万3,000円と定めるものです。収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、予算審査の際に改めてご説明いたします。

以上で下水道会計予算における対応について説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長　　ここで病院事務長より発言訂正を求められておりますので、これを許します。

病院事務長。

病院事務長　先ほど説明をさせていただきました議案第22号　令和７年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の大要説明の際に、２ページ目の第４条の部分で超過予算の費用額、私「277万5,000円」と説明をしたところでしたが、正しくは「2,775万円」の費用超過予算ということで訂正をお願いしたいと思います。

議長　　以上で提案理由の説明が終わりました。

続いて、日程第７、予算審査特別委員会の設置を行います。

お諮りします。議案第17号から議案第24号までの令和７年度予算議案については、慣例により当職を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第24号までは、当職を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ついては、その運営を図る委員長及び副委員長の選任でありますが、どのような方法で行うかお諮りいたします。

髙橋到君。

９番　　予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任は、指名推選で行いたいと思います。お諮りします。

（賛成の声）

議長　　ただいま髙橋到君から委員長及び副委員長の選任については、指名推選によって行いたいという動議が出され、所定の賛成を得て成立をしております。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推薦をもって選出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長　　異議なしと認めます。

予算審査、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の推薦について、指名推選をもって選出することに決定いたしましたが、どなたを指名推選されるかご発言をいただきたいと思います。

髙橋到君。

９番　　委員長には髙橋宏君、副委員長には髙橋義彦君を推薦したいと思います。お諮り願います。

議長　　ただいま委員長には髙橋宏君、副委員長

には髙橋義彦君を推薦したいとの発言がありましたが、そのように決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長　　異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長には髙橋宏君、副委員長には髙橋義彦君が選任されました。

ここで正副委員長の挨拶を求めます。正副委員長は登壇してください。

委員長　令和７年度予算審査委員会の委員長を務めることになりました髙橋宏です。よろしくお願いいたします。

昨年の決算を見ますと、経常収支比率、公債負担比率とも上昇傾向にあり、町の財政は膠着した財政であると思います。その中で編成された予算であります。また、令和７年度は、第２次西和賀町総合計画後期基本計画の最終年度となり、目標達成のための予算も編成されていると思われます。

我々議員は、令和７年度予算審査について町民より付託されております。重大な責任を議員各位自覚していただき、活発な議論をされることを期待いたします。

また、予算審査委員会の進行においては、不慣れな点がございますので、皆様のご協力をお願いし、私の委員長就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

副委員長　ただいまご指名にあずかりました髙橋義彦です。委員長補佐し、予算の審議、審査が滞りなく行われるように努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長　　正副委員長は自席にお戻りください。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、次回は３月６日に条例、補正予算の審議を予定しています。

これをもって本日は散会します。お疲れさまでした。

午後　２時４１分　散　　会